

# 松戸市明第二地区民生委員児童委員協議会会則

## 第1条「名称」

この会は、松戸市明第二地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）という。

## 第2条「組織」

地区民児協は、明第二地区の民生児童委員と主任児童委員をもって組織する。

## 第3条「事務所」

地区民児協の事務所は会長宅におく。

## 第4条「目的」

地区民児協は、会員の職務を適正かつ効果的に進めると共に意見交流することを目的とする。

## 第5条「事業」

地区民児協は、次の事業を行う。

- 1、関係行政機関、関係団体との連絡の調整、協力。
- 2、地区民児協の充実強化。
- 3、会員の研究・研修・親睦。
- 4、その他、地区民児協の目的達成のために必要な事業。

## 第6条「役員」

地区民児協に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名、書記1名、部会長3名、会計監査2名

## 第7条「役員を選出」

地区民児協の役員は、会員の中から互選する。

## 第8条「役員の任務」

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。
- 3、会計は、本会の経理をつかさどる。
- 4、書記は、第10条による会議の記録及び本会の庶務関係の事務をつかさどる。
- 5、部会長は部会を統括する。
- 6、会計監査は、本会の会計事務を監査する。

## 第9条「役員の任期」

- 1、役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第10条「会議」

- 1、地区民児協の会議は、総会・定例会・役員会とする。
- 2、総会は、年1回（5月）開催する。ただし必要ある場合は臨時総会を開く事が出来る。
- 3、定例会は、毎月1回開催する。
- 4、役員会は随時開催する。出席は会長、副会長、会計、書記、部会長3名とする。

## 第11条「会議の運営」

- 1、地区民児協の会議は、会長が招集する。
- 2、総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、会員の中から議長を選出し、重要事項を審議する。

3、前項の決議は、出席会員の過半数をもって決定する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。

第12条「部会」

- 1、地区民児協の活動目的に沿い、部会を設置することができる。
- 2、部会は、役員会にて別途定める。

第13条「経費」

地区民児協の経費は、次の収入をもって当てる。

- 1、会費
- 2、助成金
- 3、寄付金
- 4、その他の収入

第14条「会費」

- 1、本会の会費は、会員1名年額1,200円とする。

第15条「会計年度」

地区民児協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第16条「会則の変更」

本会則の変更は、総会の承認を経て行う。

付則 本会則は、平成18年6月13日より施行する。

改訂 平成22年12月1日

改訂 平成26年4月1日 第10条4項追加